

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループ会社の事業を統轄する持株会社として、企業価値を最大化する観点から、グループ会社に対し経営戦略、コンプライアンス、リスク管理等の基本方針を示すとともに、株主利益の最大化の実現とステークホルダーに不当な損害を与えないように、適正で効率的なグループ経営体制を整備・充実します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フジ	4,224,306	14.40
株式会社ヨンドシーホールディングス	1,621,756	5.53
株式会社広島銀行	1,374,442	4.69
第一生命保険株式会社	1,254,522	4.28
4°Cホールディングスグループ共栄会	879,860	3.00
株式会社三井住友銀行	781,088	2.66
株式会社伊予銀行	739,088	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	608,600	2.07
株式会社もみじ銀行	477,000	1.63
東京海上日動火災保険株式会社	458,060	1.56

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 2 月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新 14 名定款上の取締役の任期 更新 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 12 名社外取締役の選任状況 更新 選任している社外取締役の人数 更新 3 名社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上村信彦	税理士											
藤森友明	学者											
神垣清水	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上村信彦	○	○	——	税理士としての専門的な知識・経験等により、職務を適切に遂行していただけること、また、当社との利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断した。
藤森友明	○	○	——	長年にわたる大学教授としての経験により培われた専門的な知識・経験等により、職務を適切に遂行していただけること、また、当社との利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断した。
神垣清水	○	○	——	弁護士としての専門的な知識・経験等により、職務を適切に遂行していただけること、また、当社との利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断した。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

全委員(名)

常勤委員(名)

社内取締役(名)

社外取締役(名)

委員長(議長)

監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
--------	---	---	---	---	-------

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#) あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 [更新](#)

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき体制として、監査室を設置し、その構成員を監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査等委員会の事務局業務を併せて担当させるものとしております。監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事評価・人事異動等は、その独立性を確保するため、取締役と事前に意見交換を行い、監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員会は年2回、会計監査人との面談を持ち、財務上の問題点等につき協議しております。また、内部監査機能を持つ監査室を設置し、内部監査や監査結果に基づく改善勧告、検証を実施することで内部監査機能と内部統制機能をより強固なものになるように努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【独立役員関係】

独立役員の数 [更新](#) 3 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員の全員を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、当社取締役、当社子会社の取締役にストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 [更新](#) 社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社及び当社子会社の取締役、また、当社及び当社子会社の従業員に対し、ストックオプションの付与を行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成27年5月21日の第65回定時株主総会にて、取締役(監査等委員である取締役)の報酬等の額は年額216,000千円以内と、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額24,000千円以内と、それぞれ決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】 [更新](#)

当社の社外取締役は全て監査等委員であることから、情報伝達は常勤の監査等委員である取締役が電話、メール、FAX等により行っております。また、必要があるときは臨時に全員を招集し、一同に会して説明することによって情報の共有化を図っております。取締役会の資料について

は、事前に総務部より配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

毎月定期に開催し、当社及びグループ会社の業務の進行状況及び中期的な経営戦略に基づいた経営の重要事項について報告・審議及び決定を行うとともに、法令・定款及び業務分掌・職務権限規程等に基づき、取締役の職務の執行を監督しております。

2. 監査等委員会

毎月定例に開催し、内部統制システムを通じ適法性および妥当性の観点から監査を行っております。

3. 常務会

取締役会の付議事項を審議・決定するため、常勤役員により毎月定例で開催しております。

4. 執行役員会

定期的に開催し、ボトムアップによる課題解決と社内意思統一の迅速化を図っております。

5. 関係会社社長会議

各社の社長により、商品市場動向の状況分析、損益・予算の推移分析と対応策の立案を行っております。

6. 合同監査会議

企業集団における業務執行の適正性を確保する体制を維持・向上させるため、常勤の監査等委員である取締役、グループ各社の監査役および内部監査部門とが連携し、情報交換、共有化を図っております。

7. 内部統制委員会

業務の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性向上、関連法規の遵守、の達成を目的とし、年2回開催しております。

<監査等委員会による監査および内部監査>

取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程に定められた監査等委員会への報告事項のほか、取締役会に付議・報告する案件のうち、特に重要な事項は、事前に監査等委員会へ報告・説明し、意見交換を行なっております。

また、常勤の監査等委員である取締役は、常務会、執行役員会、内部統制委員会等、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の事業の遂行状況及びコンプライアンス状況等の報告を受けて、内部統制の実施状況を監視するほか、必要に応じて当該部門から報告を受け、併せて重要な文書も閲覧しております。

当社は、監査等委員会を補助すべき体制として監査室を設置し、監査等委員会を補助すべき使用人として監査等委員会の事務局業務を併せて担当させております。

また監査等委員会は、業容の変化・拡大に対応して、補助すべき使用人の増員が必要な場合は、取締役と協議し、必要な人員の確保を図っております。

監査等委員会を補助すべき使用人の人事評価・人事異動等は、その独立性を確保するため、取締役と事前に意見交換を行い、監査等委員会の同意を得ております。

内部監査につきましては、専任組織として監査室(2名内2名兼任)を設置し、必要に応じて監査等委員会、会計監査人と連携を取りつつ、規程運用や業務執行における違法性の排除と効率性の向上に努めております。

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等につき、意見を交換し、相互理解を深めて改善に努めております。

また、監査等委員会は、内部監査部門、財務部門及び必要に応じて会計監査人、顧問弁護士との緊密な関係を保つとともに、相互に牽制機能が働く良好な関係を維持しております。

そのほか、監査等委員会は、当社を中心としたグループ会社の合同監査会議を定期的に開催するなど、コンプライアンス等に関する情報の共有と課題の総合的解決を図るものいたします

<会計監査の状況>

会計監査業務は有限責任監査法人トーマツに委嘱しております。

<指名、報酬決定等の機能に係る事項>

取締役及び監査等委員である取締役の選任、報酬総額の決定は、法令、定款に基づき、株主総会の決議によっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにてディスクロージャーポリシーを公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的ではありませんが、証券会社等の主催するセミナーに積極的に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表時及び第2四半期決算発表時に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「株主・投資家状況」にて、決算資料をはじめとした投資家向け情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスガイドライン及びコンプライアンス基本方針に基本的な考え方を規定しております。また、リスク管理基本方針にも規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	連結子会社の株式会社エフ・ディ・シー・プロダクツにて、水問題解決のために活動する「日本水フォーラム」との共同プロジェクトを設立し、商品の売上の一部を寄付しております。 また、「F. D. Cプロダクツアカデミー彫金学校」を年1回開催しており、一般の方から参加者を公募し、実際に工房でジュエリー作りを体験していただいております。 連結子会社の株式会社アスティにて、1972年より毎年「敬老の日」にあわせて老人福祉施設へバスタオルを寄贈しております。 また、「広島交響楽団」の演奏による「アスティふれあいコンサート」を隔年にて開催しております。 グループ全体では、CO2削減として、空調設備の変更やクールビズの採用により電力消費量の削減に取り組んでおります。 ペーパーレス化の推進やリサイクルペーパー、リサイクルトナーインクの利用により廃棄物の削減に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	東京証券取引所への適時開示のほか、ホームページ等で積極的にIR資料等の開示を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的考え方

当社は、グループ会社の事業を統轄する持株会社として、企業価値を最大化する観点から、グループ会社に対し経営戦略、コンプライアンス、リスク管理等の基本方針を示すとともに、株主利益の最大化の実現とステークホルダーに不当な損害を与えないように、適正で効率的なグループ経営体制を整備・充実します。

さらにその継続的改善を図ることにより、健全で透明性の高い企業グループとして社会の信頼と責任に応えてまいります。

2. 体制の整備

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、毎月定例に取締役会を開催し、当社及びグループ会社の業務の進行状況及び中期的な経営戦略に基づいた経営の重要事項について報告・審議及び決定を行うとともに、法令・定款及び業務分掌・職務権限規程等に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行を監督するものいたします。取締役会には、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）が出席し、取締役の職務執行の監視を行い、必要があれば意見を述べるものいたします。

また、コンプライアンス等の具体的な施策の検討・実施を効率的に運用する機能的な仕組みとして、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、グループ全体の内部統制システムの構築、維持・向上に向けた施策を実施するとともに、監査等委員も出席して内部統制システムの整備と運用状況を含め、取締役の職務執行の監視を行い、適宜意見を述べるものいたします。具体的には、グループガバナンス基本方針に基づき、グループ会社のコンプライアンスガイドラインの制定やグループ会社従業員が遵守すべき法令及び社内ルール等に関する教育・研修を指導・支援し、コンプライアンスの周知徹底を図るものいたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務権限規程に定める事項の執行に係る取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達及び内部統制委員会議事録等を法令及び定款並びに文書取扱規程・重要文書取扱規則等に基づいて適切に保存・管理するとともに、情報の検索を容易にして、職務執行のトレーサビリティを実現するものいたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ会社のリスクマネジメント等の具体的な施策の検討・実施を効率的に運用する機能的な仕組みとして、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、同委員会運営規程に基づき、その対策実施状況の把握、有効性の評価等を実施するものいたします。また、同委員会には、監査等委員も出席して内部統制システムの構築と運用状況の監視を行い、適宜意見を述べるものいたします。具体的には、リスク管理基本方針に基づき、グループ会社のリスクの洗い出し、算定、評価、選定を行い、必要な施策を講じるとともに、重要なリスクについては過時開示するものいたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月定例に取締役会及び常務会を開催し、さらに、部長以上による執行役員会を毎月開催し、ボトムアップによる課題解決と社内意思統一の迅速化を図り、社内コミュニケーションの維持・向上と会社方針等の徹底を図るものいたします。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ経営方針及びグループガバナンス基本方針に基づき、各社の企業価値の最大化を図るとともに、グループ全体のコンプライアンスを推進する体制をとるものいたします。

具体的には、関係会社社長会議を定期的に開催し、グループ経営方針の徹底とコンプライアンスを含めた課題の総合的解決を図るものいたします。

また、グループの合同監査会議を定期的に開催し、コンプライアンス等に関する情報の共有と課題の総合的解決を図るものいたします。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき体制として、監査室を設置し、その構成員を監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査等委員会の事務局業務を併せて担当させるものいたします。

業務の変化・拡大に対応して、補助すべき使用人の増員が必要な場合は、取締役と協議し、必要な人員の確保を図るものいたします。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、前項の使用人の人事評価・人事異動等は、その独立性を確保するため、取締役と事前に意見交換を行い、監査等委員会の同意を得るものいたします。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程に定められた監査等委員会への報告事項のほか、取締役会に付議・報告する案件のうち、特に重要な事項は、事前に監査等委員会へ報告・説明し、意見交換をするものいたします。

また、監査等委員会は、取締役会、常務会、執行役員会、内部統制委員会等、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の事業の遂行状況及びコンプライアンス状況等の報告を受けて、内部統制の実施状況を監視するほか、必要に応じて当該部門から報告を受け、併せて重要な文書も閲覧するものいたします。

当社は、監査等委員会へ報告を行ったものが、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁じいたします。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等につき、意見を交換し、相互理解を深めて改善に務めるものいたします。

また、監査等委員会は、内部監査部門、財務部門及び必要に応じて会計監査人、顧問弁護士との緊密な連携を保つとともに、相互に牽制機能が働く良好な関係を維持するものいたします。

そのほか、監査等委員会は、当社を中心としたグループ会社の監査役と内部監査部門との合同監査会議を定期的に開催するなど、コンプライアンス等に関する情報の共有と課題の総合的解決を図るものいたします。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コンプライアンスガイドラインに基づき、反社会的勢力や不当な圧力に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶いたします。

また、反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部を対応部署とし、顧問弁護士、所轄警察署等と連携の上、組織的に対応し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを強化するものいたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）並びに基本方針に照らして不適切なものによって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）を導入しております。

なお、本プラン導入を決議した当社取締役会には、社外監査役を含む全ての監査役が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランの導入に賛成する旨の意見を述べております。

なお、内容につきましては当社ホームページ（URL <http://www.yondoshi.co.jp/>）に記載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 基本的な考え方

当社は、経営の公平性及び透明性を高めることが企業としての社会的責任であると認識し、コーポレート・ガバナンス及び重要な会社情報の管理体制の充実に努めております。

会社情報の公表につきましても、関係法令及び証券取引所が規定する諸規則に従い、適時・適切な開示を行っております。

2. 社内体制

(1) 決算に関する適時開示

決算短信等決算に関する開示につきましては、社長の指揮により総務部が原案を作成し、監査法人の指導・監査を受けた後、取締役業務担当及び社長の決裁を得て取締役会等に付議いたします。取締役会等で承認された開示事項は、速やかに総務部が公開手続きを担当し、公表を行います。

また、「業績予想の修正」などにつきましては、社長が業務担当取締役に連絡し、協議のうえ社長の承認を得て、同様の手続きにより速やかに公表いたします。

なお、公表に当たっては必要に応じて監査法人、弁護士、各関係機関等への相談や、アドバイスを受けることといたしております。

(2) その他の開示事項に関する適時開示

決算関係以外の開示事項が取締役会等で承認・決議された場合には、速やかに業務担当取締役は公開手続きを担当する総務部に連絡し公表を行います。

また、災害に起因する損害の発生など、開示すべき事実が発生した場合には、各部門責任者から報告を受けた業務担当取締役が、協議のうえ社長の承認を得て、同様の手続きにより速やかに公表を行います。

なお、決議事項や発生報告事項が開示要件に該当する重要事実か否かの確認につきましては、必要に応じて監査法人、弁護士、各関係機関等への相談や、アドバイスを受けながら、情報取扱責任者の長である業務担当取締役が判断いたしております。

3. 内部情報の管理

内部情報の定義及びその保管・管理・守秘義務について社内規則に規定し、それに基づいて業務担当取締役が内部情報の管理について指示を与えることとしています。

